

# 令和6年12月始良市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時：令和6年12月26日(木) 午後1時30分～午後3時40分
2. 開催場所：始良市役所 本館4階 入札室
3. 出席委員：農業委員 農地利用最適化推進委員

## 【農業委員】

|       |        |       |        |
|-------|--------|-------|--------|
| 1 番   | 杉尾 敏憲  | 1 1 番 | 本村 正一  |
| 2 番   | 白尾 親昭  | 1 2 番 | 坂元 廣幸  |
| 3 番   | 岩元 律子  | 1 3 番 | 牧野田 隆平 |
| 4 番   | 森山 良久  | 1 4 番 | 松元 信道  |
| 5 番   | 山下 妙子  | 1 5 番 | 平 富士夫  |
| 6 番   | 市野 たつ子 | 1 6 番 | 内飴 達也  |
| 7 番   | 猶木 悟   | 1 7 番 | 西 泰行   |
| 8 番   | 市蘭 由美子 | 1 8 番 | 宮原 千年  |
| 9 番   | 大重 孝司  | 1 9 番 | 夏田 恒   |
| 1 0 番 | 小長野 誠  |       |        |

## 農地利用最適化推進委員

|     |             |       |            |
|-----|-------------|-------|------------|
| 1 番 | 上福元 克己 (欠席) | 7 番   | 橋本 好文      |
| 2 番 | 長野 洋一       | 8 番   | 比良 文識      |
| 3 番 | 松永 政裕 (欠席)  | 9 番   | 内村 幸雄      |
| 4 番 | 松元 健一       |       |            |
| 5 番 | 池端 隆志       | 1 1 番 | 扇蘭 弘行 (欠席) |
| 6 番 | 堂前 澄男       | 1 2 番 | 柚木 利雄      |

## 4. 議事日程

01. 議事録署名委員の指名
02. 会議書記の指名
03. 議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
04. 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
05. 議案第3号 農地転用事業計画変更申請について
06. 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
07. 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
08. 議案第6号 農地の利用目的変更届について
09. 議案第7号 非農地証明願について
10. 議案第8号 農業振興地域整備計画の変更(除外)について
11. 議案第9号 地域計画策定に係る意見照会について
12. 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(貸借)について
13. 農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
14. その他

## 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 事務局長補佐兼農地係長 事務局長補佐兼振興係長  
農地係主事 振興係主任主査

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | 姿勢を正してください。一同礼。                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議 長 | ただいまから、令和6年12月、始良市農業委員会総会を、開会いたします。出席農業委員は、19名中16名で、定足数に達しておりますので、本総会は、成立しております。                                                                                                                                                                                                                                             |
|     | ———— 会務報告 ————                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議 長 | まず、会務報告について、事務局からの報告を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 事務局 | 〔事務局 報告〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議 長 | 〔議長 報告〕<br>※ 令和6年第4回 始良市議会定例会 一般質問答弁                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|     | ———— 日程第1 議事録署名委員の指名 ————                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議 長 | 次に、日程第1、始良市農業委員会 会議規則 第17条第2項に規定する、議事録 署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。                                                                                                                                                                                                                                              |
| 委 員 | 『異議なし』                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議 長 | それでは、農業委員7番、農業委員8番に、お願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|     | ———— 日程第2 会議書記の指名 ————                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議 長 | 次に、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記 には、事務局職員の、局長補佐兼農地係長と、局長補佐兼振興係長を指名いたします。これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこと、となっております。該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案 終了後に入室、着席していただきます。なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくお願いいたします。 |

—— 日程第3 議案第1号 ——

議 長

それでは、日程第3、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。1番から37番について、事務局からの説明を求めます。なお、36番・37番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。まず、1番から37番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について説明します。公告予定日は12月26日で、契約の始期は令和7年1月1日をそれぞれ予定しております。契約年数につきましては、2年間が5件、3年間が3件、4年間が1件、5年間が4件、8年間が1件、10年間が23件で合計37件で72,282㎡となっております。内容につきましては、総会資料の2ページからありますので、ご確認ください。なお、総会資料の8ページ36番が内甕委員、37番が岩元委員、の関連する議案となっております。つきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の裁決に参加できませんので、よろしくお願いします。以上、第1号議案の説明を終わります。

議 長

これより、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から35番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。

委 員

「質疑・意見なし」

議 長

それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から35番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

〔賛成多数〕

議 長

賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から35番については、原案のとおり決定いたしました。それでは、36番の関係者、農業委員16番の退席をお願いします。

|     |                                                                                        |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 委 員 | (委員 退席)                                                                                |
| 議 長 | 議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、36 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。                    |
| 委員  | [質疑・意見なし]                                                                              |
| 議 長 | それでは、お諮りいたします。議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、36 番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。 |
| 委員  | [賛成多数]                                                                                 |
| 議 長 | 賛成多数により、議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、36 番についても、原案のとおり決定いたしました。農業委員 16 番の着席をお願いします。  |
| 委 員 | (委員 着席)                                                                                |
| 議 長 | それでは、37 番の関係者、農業委員 3 番の退席をお願いします。                                                      |
| 委 員 | (委員 退席)                                                                                |
| 議 長 | 議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、37 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。                    |
| 委 員 | [質疑・意見なし]                                                                              |
| 議 長 | それでは、お諮りいたします。議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、37 番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。 |
| 委 員 | [賛成多数]                                                                                 |

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長                  | 賛成多数により、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、37番についても、原案のとおり決定いたしました。農業委員3番の着席をお願いします。                                                                                                                                                                                                         |
| 委 員                  | （委員着席）                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| ———— 日程第4 議案第2号 ———— |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議 長                  | 次に、日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から8番について、説明を求めます。まず、1番について、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                               |
| 事務局                  | それでは、議案第2号農地法第3条の規定による、許可申請の処分決定について、ご説明します。総会資料は、9～10ページです。10ページ6番譲受人〇〇、譲渡人〇〇の案件は売買が白紙となりましたので取り下げとなりました。故に今月の申請件数につきましては、7件となっております。先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから調査書がございますので、審議の参考として下さい。それでは、まず、1番について説明します。譲受人〇〇、譲渡人〇〇で、申請地は、加治木町木田1筆、面積が965㎡で贈与による所有権移転です。以上で、1番の説明を終わります。 |
| 議 長                  | ただいまの説明に関連して、農業委員2番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                               |
| 委 員                  | はい、2番農業委員です。調査報告いたします。令和6年12月14日、譲受人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、水稻の収穫が終わった状況でした。労働力は、3名。農業用機械は、刈払機、耕うん機、を所有されていまして。植え付け・収穫については、委託をするということでした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。                                                                                    |
| 議長                   | 次に、2番について、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 事務局                  | それでは、引き続き2番につきまして説明します。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、で、申請地は、蒲生町上久徳の畑が2筆 面積が1,60                                                                                                                                                                                                                           |

|     |                                                                                                                                                                         |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>9 m<sup>2</sup>で贈与による所有権移転です。以上で、2番の説明を終わります。</p>                                                                                                                    |
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、推進委員2番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                        |
| 委 員 | <p>はい、2番推進委員です。調査報告いたします。令和6年12月12日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は、2名。農業用機械は、トラクター2台、田植え機、軽トラなど一式揃っています。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>次に、3番について、事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                           |
| 事務局 | <p>それでは、引き続き3番につきまして説明します。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、で申請地は、蒲生町米丸の田が1筆面積が1,577 m<sup>2</sup>で売買による所有権移転です。以上で、3番の説明を 終わります。</p>                                                         |
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、推進委員2番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                        |
| 委員  | <p>はい、2番推進委員です。調査報告いたします。令和6年12月12日、電話で譲受人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は、農業用機械は、トラクター、田植え機、コンバイン、軽トラなど一式揃っていました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>次に、4番について、事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                           |
| 事務局 | <p>それでは、引き続き4番につきまして説明します。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、蒲生町下久徳の田が1筆で面積が599 m<sup>2</sup>で売買による所有権移転です。以上で、4番の説明を終わります。</p>                                                           |
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、推進委員4番委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                      |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委 員 | はい、4番推進委員です。調査報告いたします。令和6年12月11日、譲受人に現地にて聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、会社役員と農業の兼業です。自家消費のサツマイモを栽培するとのことでした。経営面積は、1,783㎡とのことでした。労働力は、夫婦2名です。農業用機械は、管理機1台、刈払機1台を所有されていました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。                                  |
| 議 長 | 次に、5番について、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                                                       |
| 事務局 | それでは、引き続き5番につきまして説明します。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は蒲生町白男の田が1筆、面積が491㎡で売買による所有権移転です。以上で、5番の説明を終わります。                                                                                                                                                                      |
| 議 長 | ただいまの説明に関連して、農業委員9番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                    |
| 委 員 | はい、9番農業委員です。調査報告いたします。令和6年12月19日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。地目は田ですが、現況は原野化しておりました。その一部で5坪程度、家庭菜園をしておられました。労働力は、本人のみ。農業用機械は、刈払機と小さな耕うん機です。現在は、市外にお住まいですが、定年を機に来年早々には市内に家を造られて住まわれるようで、通作距離は、200mです。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。 |
| 議 長 | 次の6番については、申請人から、取り下げの申し出があったとの事務局から報告がありましたので、審議いたしません。事務局から、補足説明などあれば、お願いします。                                                                                                                                                                               |
| 事務局 | 先日、譲渡人から契約が白紙になったと電話連絡がありました。                                                                                                                                                                                                                                |
| 議 長 | 次に、7番について、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                                                       |
| 事務局 | それでは、引き続き7番につきまして説明します。譲受人〇〇、譲渡人〇〇で、申請地は、加治木町日木山の畑が1筆面積が937㎡で売買による所有権移転です。以上で、7番の説明を終わります。                                                                                                                                                                   |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長 | ただいまの説明に関連して、農業委員 17 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                        |
| 委 員 | はい、17番農業委員です。調査報告いたします。令和6年12月15日、譲受人に現地にて聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。定年後、自家消費の野菜を作りたいとのことでした。労働力は、本人のみです。農業用機械は、当初はリースをし、将来的には購入するとのことでした。申請地は、現在別な方が里芋などを作付けされていました。12月中には譲受人に明け渡すということになっているようです。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。 |
| 議 長 | 次に、8番について、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                                              |
| 事務局 | それでは、引き続き8番につきまして説明します。譲受人〇〇、譲渡人〇〇で申請地は、大山で田が2筆の面積が2,038㎡で親子間の贈与による所有権移転です。以上で、8番の説明を終わります。                                                                                                                                                         |
| 議 長 | ただいまの説明に関連して、農業委員 14 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                        |
| 委 員 | はい、14番農業委員です。調査報告いたします。令和6年12月14日、譲受人の実家を訪問し、行政書士を通じて聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。99歳の父親から長男である譲受人への贈与ということでございました。これまで利用権設定によって耕作されていたとのことでした。ちょうど稲刈りが終わったきれいな状況でした。今後は、田植えと収穫作業を外部委託し、耕作されるとのことでした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。 |
| 議 長 | これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、6番を除く、1番から8番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。                                                                                                                                                                  |
| 委 員 | 「質疑・意見なし」                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議 長 | それでは、お諮りいたします。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、6番を除く、1番から8番につ                                                                                                                                                                                       |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | いて、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 委 員 | 〔賛成多数〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議 長 | 賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、6番を除く、1番から8番について、原案のとおり決定いたしました。                                                                                                                                                                                                                              |
|     | ———— 日程第5 議案第3号 ————                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議 長 | 次に、日程第5、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可について、議題に供します。1番から4番について、説明を求めます。まず、1番について、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                               |
| 事務局 | それでは、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可について説明いたします。総会資料11ページから13ページです。今回の申請件数は4件です。まず1番についてご説明いたします。申請人は〇〇、土地の所在は加治木町木田の田が3筆で、合計2,119.78㎡です。当初申請人が建売住宅8棟で申請し、令和6年5月10日付で5条の許可を得ていましたが、参考資料4ページの始末書のとおり、建売住宅7棟にする事業計画の変更申請がありました。なお、すでに7区画で造成も完了しており、登記につきましても宅地として登記が済んでいることから、追認で許可を得ようとしているものです。以上で説明を終わります。 |
| 議 長 | ただいまの説明に関連して、農業委員16番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 委 員 | はい、16番農業委員です。農地区分は第1種農地ですが、集落接続施設のため、問題ありません。申請地の位置ですが、〇〇から北に約380mです。被害防除現況としましては、東が私道・宅地、西が私道・宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としてしましては、すでに区画変更済のため、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。                                                         |
| 議 長 | つぎに、2番について、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | <p>続きまして2番についてご説明いたします。当初計画者は〇〇、事業継承者は〇〇、また当初継承者は、事業継続者の役員となっております。申請地は西餅田の田が2筆で、申請面積は824㎡となっております。当初平成28年3月25日付で、駐車場として5条許可を出していましたが、開発に伴う資金調達が困難となり、やむなく事業継承者へ貸与継承し、この後の3番の農地と一体利用して月極駐車場として利用する事業の変更申請となっております。なお議案第5号の11番で農地法第5条の申請が同時に提出されております。以上で説明を終わります。</p> |
| 議長  | <p>ただいまの説明に関連して、農業委員8番に、3番および議案第5の11も関連しておりますので、一括して、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                         |
| 委員  | <p>はい、8番農業委員です。農地区分は第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、〇〇から南東に約300mです。被害防除現況としましては、東が市道、西が国道、南が田・宅地、北が宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>                                            |
| 議長  | <p>つぎに、3番について、事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                        |
| 事務局 | <p>3番についてご説明いたします。当初計画者は〇〇、事業継承者は〇〇、また当初継承者は、事業継続者の役員となっております。申請地は西餅田の田が2筆で、申請面積は208㎡となっております。当初平成30年2月6日付で、駐輪場として5条許可を出していましたが、開発に伴う資金調達が困難となり、やむなく事業継承者へ貸与継承し、2番の農地と一体利用して月極駐車場として利用する事業の変更申請となっております。以上で説明を終わります。</p>                                              |
| 議長  | <p>本件につきましては、議案第3号の2番で、農業委員8番より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。</p>                                                                                                                                                                                            |
| 議長  | <p>つぎに、4番について、事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                        |

|                             |                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局                         | <p>続きまして4番についてご説明いたします。申請人は〇〇、変更前は船津の田が1筆で、合計599㎡です。当初申請人が建売住宅3棟で申請し、令和6年3月5日付で5条の許可を得ていましたが、参考資料12ページの始末書のとおり、建売住宅2棟にする事業計画の変更申請がありました。なお、すでに2棟とも建築が完了しており、登記につきましても宅地として登記が済んでいることから、追認で許可を得ようとするものです。以上で説明を終わります。</p>                 |
| 議 長                         | <p>ただいまの説明に関連して、農業委員16番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                        |
| 委 員                         | <p>はい、16番農業委員です。農地区分は第1種農地ですが、集落接続施設のため、問題ありません。申請地の位置ですが、〇〇から北西に約300mです。被害防除現況としましては、東が市道、西が畑・宅地、南が市道、北が田です。申請実現の確実性として、すでに区画変更済のため、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> |
| 議 長                         | <p>これより、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番から4番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>                                                                                                                                                       |
| 委 員                         | <p>〔質疑・意見なし〕</p>                                                                                                                                                                                                                         |
| 議 長                         | <p>それでは、お諮りいたします。議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番から4番について、原案のとおり意見決定と許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。</p>                                                                                                                                      |
| 委 員                         | <p>〔賛成多数〕</p>                                                                                                                                                                                                                            |
| 議 長                         | <p>賛成多数により、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番から4番について、原案のとおり意見決定と許可することに、決定いたしました。</p>                                                                                                                                                   |
| <p>———— 日程第6 議案第4号 ————</p> |                                                                                                                                                                                                                                          |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長 | 次に、日程第 6、議案第 4 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1 番から 2 番について、説明を求めます。まず、1 番について、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 事務局 | それでは議案第 4 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は 13 ページになっております。今月は 2 件となっております。それでは 1 番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、申請地は加治木町辺川の田が 3 筆で、面積は、1, 276 m <sup>2</sup> です。農地区分は第 2 種農地で、転用目的は、農機具倉庫になります。申請理由は既に倉庫として利用しているため是正したいということであります。参考資料の 16 ページに始末書が添付されております。内容につきましては、昭和 43 年頃、亡き父が鶏舎を建築した旨の経緯が記載されております。今回追認で農地法の許可を得ようとするものです。以上で説明を終わります。 |
| 議 長 | ただいまの説明に関連して、農業委員 13 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 委 員 | はい、13 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 2 種農地ですが、その他農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北西に、約 580m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が山林、西が田・宅地、南が田、北が田・畑です。申請実現の確実性としましては、既に転用済のため、確実です。条件・特記事項は特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。                                                                                               |
| 議 長 | 次に、2 番について、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 事務局 | 続けて 2 番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、申請地は平松の田が 2 筆で、面積は、325 m <sup>2</sup> です。農地区分は第 3 種農地で、転用目的は、駐車場です。申請理由は既に駐車場として利用しているためであります。参考資料の 21 ページに始末書が添付されております。内容としましては、昭和の後期に付近の工事と一緒に造成してしまい、今回追認で農地法の許可を得ようとするものです。以上で説明を終わります。                                                                                                                          |
| 議 長 | ただいまの説明に関連して、推進委員 8 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

|                      |                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委 員                  | はい、8番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地ため問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南に、約100mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性としてしましては、既に転用済のため、確実です。条件・特記事項は特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。 |
| 議 長                  | これより、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から2番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。                                                                                                                                                       |
| 委 員                  | 〔質疑・意見なし〕                                                                                                                                                                                                                          |
| 議 長                  | それでは、お諮りいたします。議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から2番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。                                                                                                                                            |
| 委 員                  | 〔賛成多数〕                                                                                                                                                                                                                             |
| 議 長                  | 賛成多数により、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から2番について、原案のとおり意見決定及び許可が、決定いたしました。                                                                                                                                                      |
| ———— 日程第7 議案第5号 ———— |                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議 長                  | 次に、日程第7、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から15番について、説明を求めます。まず、1番について、説明をお願いします。                                                                                                                                           |
| 事務局                  | それでは、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は14ページから17ページでございます。今月の申請件数につきましては、15件であります。それでは、1番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、加治木町木田の畑が1筆で、面積は346㎡で所有権移転となっております。農地区分は第3種農地で、                                          |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>転用目的は、駐車場、申請理由は、自社所有貸家及び隣接事務所の駐車場として、利用したいとのことです。以上で説明を終わります。</p>                                                                                                                                                                                     |
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、推進委員 12 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                      |
| 委 員 | <p>はい、12 番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地であり、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約 180 m の位置です。被害防除現況としましては、東が国道・里道、西が雑種地、南が宅地、北が水路です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>つぎに、2 番について、説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                            |
| 事務局 | <p>2 番につきまして、ご説明いたします。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、永池町の畑が 1 筆で、面積は 317 m<sup>2</sup> で所有権移転となっております。農地区分は第 3 種農地で、転用目的は、一般住宅 1 棟、申請理由は、転勤のため、申請地を譲り受け、居宅を建築したいとのことです。以上で説明を終わります。</p>                                                                                |
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、農業委員 8 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                       |
| 委 員 | <p>はい、8 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地であり、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、南西に、約 480 m の位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が雑種地・宅地です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>   |
| 議 長 | <p>つぎに、3 番について、説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                            |
| 事務局 | <p>3 番につきまして、ご説明いたします。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町木田の田が 1 筆で、面積は 371 m<sup>2</sup> で所有権移転</p>                                                                                                                                                                   |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>となっております。農地区分は第3種農地で、転用目的は、資材置き場・駐車場、申請理由は、資材置き場・駐車場として、利用したいとのことです。以上で説明を終わります。</p>                                                                                                                                                         |
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、推進委員 12 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                             |
| 委 員 | <p>はい、12番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約400mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が雑種地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>つぎに、4番について、説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                    |
| 事務局 | <p>4番につきまして、ご説明いたします。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、平松の畑が1筆で、面積は200㎡で所有権移転となっております。農地区分は第3種農地で、転用目的は、一般住宅1棟、申請理由は、自己住宅を建築したいとのことです。以上で説明を終わります。</p>                                                                                                           |
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、推進委員 8 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                              |
| 委 員 | <p>はい、8番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、北東に、約350mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が畑、南が公衆用道路、北が畑です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>   |
| 議 長 | <p>つぎに、5番について、説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                    |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | 5 番につきまして、ご説明いたします。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、松原町の田が 1 筆で、面積は 7 1 9 m <sup>2</sup> で所有権移転となっております。農地区分は第 3 種農地で、転用目的は、宅地造成、申請理由は、宅地造成 1 区画として、利用したいとのことです。以上で説明を終わります。                                                                                      |
| 議 長 | ただいまの説明に関連して、農業委員 4 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                       |
| 委 員 | はい、4 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地であり、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、北西に、約 3 4 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が市道です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。     |
| 議 長 | つぎに、6 番について、説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                            |
| 事務局 | 6 番につきまして、ご説明いたします。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、西餅田の田・畑が 3 筆ずつで、面積は合計 2, 1 7 6 m <sup>2</sup> で所有権移転となっております。農地区分は第 3 種農地で、転用目的は、宅地造成、申請理由は、宅地造成を 8 区画し、販売したいとのことです。以上で説明を終わります。                                                                              |
| 議 長 | ただいまの説明に関連して、農業委員 4 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                       |
| 委 員 | はい、4 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地であり、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約 2 3 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が宅地・市道、西が田・宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。 |
| 議 長 | つぎに、7 番について、説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                            |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | 7 番につきまして、ご説明いたします。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、平松の畑が 1 筆で、面積は 2 0 3 m <sup>2</sup> で所有権移転となっております。農地区分は第 3 種農地で、転用目的は、一般住宅、申請理由は、自己住宅を建築したいとのことです。以上で説明を終わります。                                                                                                         |
| 議 長 | ただいまの説明に関連して、推進委員 8 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                 |
| 委 員 | はい、8 番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地であり、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、北東に、約 3 5 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が市道、南が市道、北が畑です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。                 |
| 議 長 | つぎに、8 番について、説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                      |
| 事務局 | 8 番につきまして、ご説明いたします。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、蒲生町上久徳の畑が 1 筆で、面積は 9 4 9 m <sup>2</sup> で所有権移転となっております。農地区分は第 2 種農地で、転用目的は、建築条件付売買予定地、申請理由は、建築条件付売買予定地 3 区画を販売し、自社の経営を図るとのことです。以上で説明を終わります。                                                                             |
| 議 長 | ただいまの説明に関連して、農業委員 11 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                |
| 委 員 | はい、1 1 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 2 種農地であるが、その他農地で問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、北東に、約 2 3 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が市道、北が 5 条申請地です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。 |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長 | つぎに、9番について、説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                           |
| 事務局 | 9番につきまして、ご説明いたします。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、8番と同じく蒲生町上久徳の畑が1筆で、面積は300㎡で所有権移転となっております。農地区分は第2種農地で、転用目的は、一般住宅1棟、申請理由は、自宅の生活安定を図り一般住宅を建築するものであります。以上で説明を終わります。                                                                                              |
| 議 長 | ただいまの説明に関連して、農業委員11番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                      |
| 委 員 | はい、11番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるがその他農地で問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、北東に、約240mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が5条申請地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。 |
| 議 長 | つぎに、10番について、説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                          |
| 事務局 | 10番につきまして、ご説明いたします。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、蒲生町上久徳の畑が1筆で、面積は451㎡で所有権移転となっております。農地区分は第2種農地で、転用目的は、一般住宅、申請理由は、親族贈与により申請地を取得し、住宅を建築したいということです。以上で説明を終わります。                                                                                                 |
| 議 長 | ただいまの説明に関連して、先日、推進委員3番に、調査をしていただきましたが、本日、推進委員3番欠席の為、農業委員11番からの結果並びに補足説明をお願いします。                                                                                                                                                                 |
| 委 員 | はい、11番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるがその他農地であり、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、北に、約70mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が市道、南が宅地、北が畑です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及                                                       |

|     |                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>                                                                                                                                                                                |
| 議 長 | <p>つぎに、11番について、説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                            |
| 事務局 | <p>11番につきまして、ご説明いたします。借人〇〇、貸人〇〇、申請地は、西餅田の畑が3筆、田が4筆で、面積は1,032㎡で使用賃貸借となっております。農地区分は第3種農地で、使用目的は、月極駐車場、申請理由は、月極駐車場を造成し、近隣会社や駐車場を希望する方に貸し出したいとのことです。なお、議案番号3の2番・3番と関連があり、全体面積が1,580㎡となります。以上で説明を終わります。</p>                                   |
| 議 長 | <p>本件につきましては、議案第3号の2番で、農業委員8番より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。つぎに、12番について、説明をお願いします。</p>                                                                                                                                         |
| 事務局 | <p>12番につきまして、ご説明いたします。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、西宮島町の畑が1筆で、面積は444㎡で所有権移転となっております。農地区分は第3種農地で、転用目的は、建売住宅3棟、申請理由は、需要のある土地で、建売住宅3棟を販売したいとのことです。以上で説明を終わります。</p>                                                                                      |
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、農業委員4番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                         |
| 委 員 | <p>はい、4番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は第3種農地のため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約100mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が雑種地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>つぎに、13番について、説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                            |
| 事務局 | <p>13番につきまして、ご説明いたします。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町木田の田が1筆で、面積は251㎡で所有権</p>                                                                                                                                                                      |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>移転となっております。農地区分は第1種農地です。転用目的は、一般住宅、申請理由は、実家住まいで手狭になったために住宅1棟を建築したいとのことです。なお、農地区分が第1種農地なので、県農業会議ネットワーク機構の意見聴取案件となっております。以上で説明を終わります。</p>                                                                                                                                  |
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、農業委員16番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                           |
| 委 員 | <p>はい、16番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は第1種農地ですが、集落接続施設のため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、北に、約800mの位置です。被害防除現況としましては、東が私道、西が田、南が農道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業会議ネットワーク機構の意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>つぎに、14番について、説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                               |
| 事務局 | <p>14番につきまして、ご説明いたします。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、蒲生町下久徳の畑が1筆で、面積は368㎡で所有権移転となっております。農地区分は第2種農地で、転用目的は、一般住宅、申請理由は、現在借家住まいで手狭なため申請地を取得し、一般住宅1棟を建築したいとのことです。以上で説明を終わります。</p>                                                                                                             |
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、推進委員3番に、変わりにして、農業委員11番からの調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                           |
| 委 員 | <p>はい、11番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他農地であり、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約470mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>                      |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長 | つぎに、15番について、説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 事務局 | 15番につきまして、ご説明いたします。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、大山の田が1筆で、面積は935㎡で所有権移転となっております。農地区分は第1種農地です。転用目的は、建売住宅、申請理由は、建売住宅2棟を建築して販売したいとのことです。また、農地区分が第1種農地なので、県農業会議ネットワーク機構の意見聴取案件となっております。以上で説明を終わります。以上で説明を終わります。                                                                            |
| 議 長 | ただいまの説明に関連して、農業委員14番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                |
| 委 員 | はい、14番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、農地区分は第1種農地ですが、集落接続施設のため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、南西に、約900mの位置です。被害防除現況としましては、東が水路、西が水路、南が宅地、北が水路です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業会議ネットワーク機構の意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。 |
| 議 長 | これより、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から15番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。                                                                                                                                                                                             |
| 委 員 | 農業委員15番です。8番・9番について、総会資料では、全体面積が1,250㎡で、参考資料の55ページの図では、949㎡と300㎡の合計1,249㎡になるんですが、この1㎡の差は何なのか。その辺を教えてください。                                                                                                                                                                 |
| 事務局 | お答えします。現地調査の際に8番の建売業者が実測したところ1㎡足りなかったということで、1,249㎡で調整してあります。55ページの図は、8番の業者が作ったものです。                                                                                                                                                                                       |
| 委 員 | 分かりました。                                                                                                                                                                                                                                                                   |

|                                |                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長                            | <p>それでは、お諮りいたします。議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 1 5 番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>                                                                                                                                      |
| 委員                             | <p>〔賛成多数〕</p>                                                                                                                                                                                                                                |
| 議 長                            | <p>賛成多数により、議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 1 5 番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、1 3 番、1 5 番、につきましては、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。</p>                                                                                    |
| <p>———— 日程第 8 議案第 6 号 ————</p> |                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議 長                            | <p>次に、日程第 8、議案第 6 号、農地の利用目的変更届について、議題に供します。1 番について、事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                          |
| 事務局                            | <p>議案第 6 号、農地の利用目的変更届について、ご説明いたします。総会資料は 1 8 ページでございます。今月の申請件数につきましては、1 件となっております。それでは、1 番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇。申請地は、蒲生町下久徳の田が 1 筆、面積は 5 9 9 m<sup>2</sup>となっております。農地区分は、第 1 種農地です。変更後の使用目的は、畑です。申請事由は自家消費用のさつまいもを栽培するためです。以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長                            | <p>ただいまの説明に関連して、推進委員 3 番に、変わりまして、農業委員 1 1 番に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                         |
| 委 員                            | <p>はい、1 1 番農業委員です。調査報告いたします。申請地の位置は、〇〇から南に約 3 8 0 m、被害防除現況は、東が田、西が市道、南が宅地、北が田です。申請実現の確実性としましては、営農計画書もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。</p>                                                           |
| 議 長                            | <p>これより、議案第 6 号、農地の利用目的変更届についての、1 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>                                                                                                                                                                       |
| 委 員                            | <p>「質疑・意見なし」</p>                                                                                                                                                                                                                             |

|                                |                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長                            | <p>それでは、お諮りいたします。議案第 6 号、農地の利用目的変更届についての、1 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>                                                                                                                                                            |
| 委 員                            | <p>〔賛成多数〕</p>                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議 長                            | <p>賛成多数により、議案第 6 号、農地の利用目的変更届についての、1 番については、原案のとおり承認することに、決定しました。</p>                                                                                                                                                                          |
| <p>———— 日程第 9 議案第 7 号 ————</p> |                                                                                                                                                                                                                                                |
| 議 長                            | <p>次に、日程第 9、議案第 7 号、非農地証明願について、議題に供します。1 番から 3 番について説明を求めます。まず、1 番について、事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                        |
| 事務局                            | <p>議案第 7 号、非農地証明願について、ご説明いたします。総会資料は 19 ページになっております。今月の申請件数は 3 件となっております。1 番につきまして、説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、平松の田が 1 筆で 5 1 2 m<sup>2</sup>です。農地区分は第 3 種農地、現況は住宅です。平成元年頃許可を取り建築し、地目変更をせずに現在に至っているということで非農地証明願が提出しております。以上で説明を終わります。</p>              |
| 議 長                            | <p>ただいまの説明に関連して、農業委員 8 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                             |
| 委 員                            | <p>はい、8 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地です。申請地の位置は、〇〇から、東に、約 4 0 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が里道、南が宅地、北が鉄道です。非農地として認定する理由として、宅地となって 2 0 年以上経過しており、やむを得ないものと認めます。条件および特記事項は、特にありませんが顛末書がついております。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。</p> |
| 議 長                            | <p>つぎに、2 番について、事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                |
| 事務局                            | <p>2 番につきまして、説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、宮</p>                                                                                                                                                                                                         |

|     |                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>島町の畑が1筆で356㎡です。農地区分は第3種農地、現況は宅地です。昭和58年頃に一般住宅を建築し、地目変更をせずに現在に至っているということで非農地証明願が提出しております。以上で説明を終わります。</p>                                                                                                                                |
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、農業委員4番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                           |
| 委 員 | <p>はい、4番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地です。申請地の位置は、〇〇から、南西に約400mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地・雑種地、西が市道、南が宅地・市道、北が市道です。非農地として認定する理由として、宅地となって20年以上経過しており、やむを得ないものと認めます。条件および特記事項は、特にありませんが顛末書がついております。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>つぎに、3番について、事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                             |
| 事務局 | <p>3番につきまして、説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、船津の畑が1筆で554㎡です。農地区分は第2種農地、現況は宅地です。昭和59年に一般住宅を建築し、地目変更をせずに現在に至っているということで、顛末書をつけて非農地証明願が提出しております。以上で説明を終わります。</p>                                                                                            |
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、農業委員11番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                          |
| 委 員 | <p>はい、11番農業委員です。調査報告いたします。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約650mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が里道・宅地、南が宅地、北が宅地です。非農地として認定する理由として、宅地となって20年以上経過しており、やむを得ないものと認めます。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。</p>                                                |
| 議 長 | <p>これより、議案第7号、非農地証明願についての、1番から3番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>                                                                                                                                                                       |
| 委 員 | <p>「質疑・意見なし」</p>                                                                                                                                                                                                                           |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長 | <p>それでは、お諮りいたします。議案第7号、非農地証明願についての、1番から3番について、原案のとおり、承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                |
| 委 員 | <p>〔賛成多数〕</p>                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議 長 | <p>賛成多数により、議案第7号、非農地証明願についての、1番から3番については、原案のとおり、承認することに決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">——— 日程第10 議案第8号 ———</p>                                                                                                                                      |
| 委 員 | <p>次に、日程第10、議案第8号、農業振興地域整備計画の変更（除外）についてですが、申請人から取り下げの申し出があったとの事務局から報告がありましたので、審議いたしません。事務局から補足説明などあれば、お願いいたします。</p>                                                                                                                                              |
| 議 長 | <p>議案第8号は取り下げになりますが、この案件につきまして、現地調査も終わっており、準備がしてありましたが、12月24日付で申請者から取り下げの申し出がありました。理由としましては諸般の理由によるということです。なおこの申し出が総会資料配付後だったために総会資料の差し替えができませんでした。以上で報告を終わります。</p> <p style="text-align: center;">——— 日程第11 議案第9号 ———</p>                                       |
| 議 長 | <p>次に、日程第11、議案第9号、地域計画策定に係る意見照会について、議題に供します。これは、農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づき、意見を求めるものです。事務局に説明を求めます。</p>                                                                                                                                                               |
| 事務局 | <p>それでは議案第9号地域計画策定に係る意見照会について説明をいたします。総会資料別冊の1ページから113ページまでです。昨年度第1回目の話し合いで地域の選定し、その地域に耕作者を位置づけるために第2回、第3回の話し合いを行い、地域計画案を作成しました。なお、農業経営基盤強化促進法19条第6項の規定で農業委員会に意見を求めてから地域計画を策定することとなっております。主に担当地区の委員さんに意見を述べていただければと思います。それでは、詳細につきましては、農政課の担当から説明をさせていただきます。</p> |

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>事務局<br/>(農政課)</p> | <p>農政課の地域計画担当者です。地域計画策定に係る意見照会について説明させていただきます。まず始めに地域計画の策定にあたり、委員の皆様には地域の取りまとめなどご協力いただき深く感謝申し上げます。始良市では令和2年度に人・農地プランを実質化した際に24地区で人・農地プランを作成いたしました。地域計画では、その人・農地プランを土台として、将来の農地をだれがどう利用していくかということだったり、地域の農業をどうしていくかなど中心に話し合いを行いました。下場の地区で農振農用地がほとんどない2地区では、地域計画は作成しないということで話し合いがまとまりました。また、耕作者が共通している寺師・中津野・増田・永瀬・住吉プランと船津プラン、それと鍋倉・豊留・三拾町・深水が合併し、川北・三叉・春花・船津・中津野地区としております。それと木田プラン・木田第1換地プランが合併して木田地区としております。この結果、人・農地プランの時24地区あったものが19地区になりました。各地域の計画内容及び目標地図につきましては、各地域の話し合いを取りまとめて、作成をしております。数も多いため詳細については、お目通しをしていただきたいと思うのですが、特に担当地区についてはご確認をいただければと思います。それと今年度の今後の流れなんです。現在、地域計画案という形で今農業委員会に意見聴取を行っておりますが、水利組合・土地改良区それとJA、農地バンク等にも意見照会を実施しております。意見照会により修正があれば修正をして、その後最終的案を1月の中旬から市のホームページ等で縦覧します。その後3月下旬には、計画を策定し、市のホームページなどで公告をする運びとなります。なお、地域計画は策定後も見直しが可能となっており、話し合いを通じて、計画内容や目標地図の完成度を高めるという国からも指針が出ております。できれば年に1回は実施していただきたいと思います。以上で説明を終わります。</p> |
| <p>議 長</p>           | <p>これより、議案第9号、地域計画策定に係る意見照会について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>委 員</p>           | <p>私の地区でいえば、資料にある1. 地域における農業将来の在り方の(1)地域計画の区域の状況で、規模拡大・規模縮小それから後継者不在の農地に数値が入っていないが、担い手を中心にアンケート調査を実施したのではないかと。数値が入っていないと目標が持てない。それから(2)地域農業の現状と課題で基盤整備が完了した農地の集積・集約を進めていくとあるが、パイプラインの話も出てきているその辺を課題等として盛り込むことはできないか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

|              |                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局<br>(農政課) | <p>計画の（１）については、まだ数値の集約まで進んでいないところです。（２）については、地域の話し合いでお示しをして、一旦この文言で行こうということになりました。いずれにしても随時見直しができるので、話し合い活動を進めていただき、より具体的な方向性ができてきたら計画の見直しをすればよいと思います。急ぎという場合は、１月の中旬には縦覧を行いますので、早めにご連絡ください。</p>                                                          |
| 委 員          | <p>２月にアンケート調査を行ったものが数値化されてる思った。何か目標がなければ、計画は進んでいかないと思う。それから今度県の研修があるが、この計画の指導があるかわからないが、あれば、参考にすればよいと思う。それから１月中旬からホームページで縦覧をするということだが、農振協議会には、JA や土地改良区など関係団体が集まっているので、意見を聞いて、３月の策定に向けてはどうか。</p>                                                         |
| 事務局<br>(農政課) | <p>農振協議会については、持ち帰って、農振担当者と協議をしてみます。ただ、この計画は、既に、先ほど言われた JA や土地改良区など関係団体にお示しして、意見を聴取しているところですので、農振への諮問についても同じ作業となるのかなと思うところです。また、規模拡大・規模縮小などの面積の数値化なんですが、今回のアンケートでは、○×での意向の調査を行ったので、農業委員会とも協議を行い、今後話し合い活動を通じて具体数値が見えてきた時に見直しを行い、取り組みを進めていけばよいのかなと思います。</p> |
| 委 員          | <p>水利組合にもこの計画を送ってあるということが、畑かんの地区にも送ってあるのか。</p>                                                                                                                                                                                                           |
| 事務局<br>(農政課) | <p>土地改良区や水利組合には、送ってありますが、畑かんの地区は確認します。</p>                                                                                                                                                                                                               |
| 委 員          | <p>２つの地区に重複して入っている地域があるが一つにした方がよいのではないか。</p>                                                                                                                                                                                                             |
| 事務局<br>(農政課) | <p>そのご質問は、農地バンクからもありましたが、農林業センサスではこのようになっておりまして、これは地域が山をまたがってあるためです。</p>                                                                                                                                                                                 |
| 委 員          | <p>２名の担い手の方が農業をやめるとまだ正式には私の方には来ていないが、そういう話がありその方々が大規模な方で、となると目標地</p>                                                                                                                                                                                     |

|                        |                                                                                                        |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                        | <p>図の色が白になる部分がそれなりになるんだが、その状況で策定してもよいのか。</p>                                                           |
| 事務局<br>(農政課)           | <p>はっきりしている場合は、白になります。ただ策定に間に合う段階で、その農地をどなたか担い手が耕作するというような話し合いができれば色がつきます。いずれにしても計画は見直し・修正ができます。</p>   |
| 委 員                    | <p>お願いなんですけど、2回話し合いをしましたけど、目標地図に位置づける人や目標地図も確認をする必要がなかった。インターネットに出すのであれば、その辺も考えてほしいと思います。というお願いです。</p> |
| 議 長                    | <p>みなさん、この地域計画は持ち帰ってもらいゆっくりと見てもらって、お気づきの点などあれば、農政課や農業委員会にご連絡いただければと思います。</p>                           |
| 議 長                    | <p>それでは、お諮りいたします。議案第9号、地域計画策定に係る意見照会について、原案のとおり、承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>                           |
| 委 員                    | <p>[賛成多数]</p>                                                                                          |
| 議 長                    | <p>賛成多数により、議案第9号、地域計画策定に係る意見照会について、原案のとおり、承認することに決定いたしました。</p>                                         |
| <p>———— 日程第12 ————</p> |                                                                                                        |
| 議 長                    | <p>次に、日程第12、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画(貸借)について、事務局からの報告を求めます。</p>                                           |
| 事務局                    | <p>[事務局 説明]</p>                                                                                        |
| 議 長                    | <p>ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。</p>                                                                   |
| 委 員                    | <p>「質疑・意見なし」</p>                                                                                       |
| 議 長                    | <p>それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。</p>                                                                      |

|     |                                                                                          |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p style="text-align: center;">——— 日程第 1 3 ———</p>                                       |
| 議 長 | 次に、日程第 1 3、農地利用集積計画（貸借）の合意解約について、事務局からの報告を求めます。                                          |
| 事務局 | 〔事務局 説明〕                                                                                 |
| 議 長 | ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。                                                            |
| 委 員 | 「質疑・意見なし」                                                                                |
| 議 長 | それでは、この案件も報告ですので、これで終わります。                                                               |
|     | <p style="text-align: center;">——— 日程第 1 4 ———</p>                                       |
| 議 長 | 次に、日程第 1 4、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。                                                    |
| 委 員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●農業新聞</li> <li>●J A 関連情報提供</li> </ul>             |
| 議 長 | 事務局からは、何かありませんか。                                                                         |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●地区別農地利用推進会議について</li> <li>●始・伊農委連協研修報告</li> </ul> |
| 議 長 | それでは、以上をもちまして、令和 6 年 1 2 月、始良市農業委員会総会を、閉会いたします。                                          |
| 事務局 | 姿勢を正してください。一同礼。                                                                          |

## 議事録署名委員

署名委員\_\_\_\_\_

署名委員\_\_\_\_\_